

# ねんじゆうきゆうきゆうか 年次有給休暇

- 有給休暇を取らせてくれない。
- 有給休暇の申請をして休んだが、その日の賃金がもらえない。
- 有給休暇を買い上げてもらいたい。

## 1 まずは確認を

休日以外に、労働者が自分の休みたい日に有給で休めるのが年次有給休暇です。年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者であれば取得できます。会社の継続勤務年数や所定労働日数及び時間により、取得できる年次有給休暇の日数が異なります。以降、1年間経過ごとに日数が増え、付与されてから2年間請求できます。年次有給休暇付与日数については、別表のとおりとなります。

年次有給休暇を使用するときは、事前に申し出をすることが必要です。会社が作成した申請用紙が用意されていることが多いので、その用紙を会社に提出します。

年次有給休暇で休んだときは、法律の定めるところにより賃金を受け取れます。休んだ日を欠勤として扱い、賞与などを下げられることはありません。

日本では、年次有給休暇の買い上げは、法律で原則として禁止されています。

## 2 年次有給休暇が取れない場合

会社が忙しいから、他の日に休んでくれと言われ休むことができない場合があります。これは、労働者が仕事を休むと会社の運営に支障をきたすというような場合に限り、会社は別の日にとるよう申請した日を変えることができるものです。

いつも人がいないから休めないとか、申請をする度に同じことを言われるような場合は、会社側に問題があると思われるので、労働基準監督署に相談しましょう。

事前に申請したのに、休めない場合は、会社にその理由を確認しましょう。

就業規則で書面での年休申し出が義務付けられているような場合には、守ったほうが良いでしょう。口頭により申請をしたため、後日会社から「手続きをしていないから年休ではなく欠勤とする」とか「年休取得を聞いていない」といったトラブルを防止できるからです。

なお、労働基準法の改正により、平成31年4月1日から、会社は10日以上年休が付与された労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定するなどの方法で年休を与えなければなりません。(別表の太枠で囲った部分に該当する労働者が対象)

## 3 会社に改善を求めたが応じてくれない

疑問な点はそのままにせず、神奈川県外国人労働相談窓口へ電話か来所の上ご相談ください。

窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的解決に向けたお手伝いもしています。

年次有給休暇付与日数

継続勤務年数		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
一般の労働者		10	11	12	14	16	18	20
しゅうしょよていろうどうじかん 週所定労働時間 が30時間未満の ろうどうしや 労働者	しゅうしょよていろうどうじつ 週所定労働日数が4日又は1年間の所定労働日数が169日から216日	7	8	9	10	12	13	15
	しゅうしょよていろうどうじつ 週所定労働日数が3日又は1年間の所定労働日数が121日から168日	5	6	6	8	9	10	11
	しゅうしょよていろうどうじつ 週所定労働日数が2日又は1年間の所定労働日数が73日から120日	3	4	4	5	6	6	7
	しゅうしょよていろうどうじつ 週所定労働日数が1日又は1年間の所定労働日数が48日から72日	1	2	2	2	3	3	3

### 確かめましょう

- 自分の年次有給休暇は何日ありますか。
- 年次有給休暇の申請書は、ありますか。
- 年次有給休暇について、就業規則に取り決めがありますか。